

富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和元年11月29日

富田林市長 吉村 善美

富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条の規定により、土砂災害特別警戒区域に指定された区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内から既存不適格住宅の移転等を行う者に対し、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その費用の一部を補助することにより、既存不適格住宅の移転等を促進し、もって市民の安全確保を図ることを目的とする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造の建築物で、土砂災害特別警戒区域に指定された時点において存在し、かつ、現に居住しているものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

- (1) 補助対象住宅の所有者若しくはその配偶者又はそれらの法定相続人であること。
- (2) 補助対象住宅の所有者及び申請者において、納付期限が到来している市税を完納していること。
- (3) 申請者の市民税課税総所得金額が、5,070,000円以下であること。
- (4) 補助対象住宅の所有者及び申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住宅を除却する事業及び当該住宅に代わる住宅（以下「新住宅」という。）を土砂災害特別警戒区域以外の地域に購入又は建設する事業のうち、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅を除却する事業であること。
- (2) 本市内において、建築基準法に適合する住宅を取得する事業であること。
- (3) 補助対象事業において、国その他の機関から別の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

- (1) 補助対象住宅の除却等に要する経費のうち、次に掲げる経費の合算額
 - ア 補助対象住宅の撤去費
 - イ 補助対象住宅に係る動産の移転費
 - ウ 補助対象住宅の撤去等に伴い資金を借入れる場合に生じる経費
 - エ 補助対象住宅を撤去し、新住宅を取得するまでの間に仮住居を借り入れるために必要な経費のうち、借入期間3ヶ月以内の経費
 - オ その他移転に伴う雑費（契約手数料等）のうち、合計額1万円以内の経費
- (2) 新住宅の建設（購入を含む。）に要する経費のうち、次に掲げる経費
 - ア 新住宅の建物の取得に伴い借り入れる資金の金利負担により生じる経費
 - イ 新住宅の土地の取得に伴い借り入れる資金の金利負担により生じる経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとし、別表のとおりとする。

（事前協議）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の補助金の交付申請を行う前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長と事前に協議を行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業費内訳（補助対象住宅の除却等に要する経費）（様式第2号）
 - (2) 土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業費内訳（補助対象住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費）（様式第3号）
 - (3) 事業計画書（様式第4号）
 - (4) 補助対象住宅の位置図（がけ地断面図を含む。）（様式第5号）
 - (5) 新住宅の位置図（様式第6号）
 - (6) 要件確認申立書（様式第7号及び様式第8号）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査の上、補助金を交付すべきと認めた場合は、交付決定を行い、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の場合において、市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に必要な修正を加えて交付決定することができる。
- 3 市長は、第1項の調査等の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金を交付しない旨の決定を行い、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。
（補助金の交付条件）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、当該交付決定を行った申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金

の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（第12条第1項ただし書に定める軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助事業者に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
 - (5) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。
 - (6) 第8条第2項ただし書の規定により交付の申請がなされた場合において、補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、当該消費税仕入控除税額等を速やかに市長に報告すること。
- 2 市長は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金の目的に反しない範囲において、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合は、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に限り、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付申請取下書（様式第11号）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 市長は、前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第12条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が分かる資料を添えて、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金変更承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の変更が伴わない軽微な変更であって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金廃止承認申請書（様式第13号）を市長に

提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による承認をしたときは、補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 5 市長は、前項の決定の取消し又は変更をしたときは、補助事業の変更等に伴う富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。
（事情変更による決定の取消し等）

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

- 3 市長は、第1項の補助金の交付の取消し又は変更を行ったときは、事情変更による富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。
（補助事業の適正な遂行）

第14条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。他、他の用途への使用をしてはならない。
（立入検査等）

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査

させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第16条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

- 3 前項の場合において、市長は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第21条第1項第4号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から1月以内、かつ、補助金の交付の決定に係る会計年度の末日までに、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金実績報告書（様式第16号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うときは、補助金に係る消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第17号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定する補助金の額は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第9条第1項の規定による補助金の交付決定額（第12条第4項又は第13条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した

条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第20条 市長は、第18条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第10条の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) 第16条又は第19条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

(5) 正当な理由がなく第17条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(6) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。

(7) 第3条第1号及び第2号に該当しないこと又は同条第4号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金交付決定取消通知書(様式第19号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、第21条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第24条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(他の補助金の一時停止等)

第25条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第26条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事

業者に対してその理由を示すものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第27条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 申請者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、第20条第3項の規定による補助金を受領した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 申請者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(有効期限)

第28条 この要綱は、必要に応じ補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年12月 1日から適用する。

別表（第6条関係）

| 経費の区分 | | 補助対象事業の内容 | 補助限度額 |
|-------|----------------------|--|---|
| 除却等費 | 補助対象住宅の除却等に要する経費 | 移転を行う者に対して、補助対象住宅の除却等に要する費用を交付する事業 | 1戸当たり975,000円を限度とする。 |
| 建設助成費 | 新住宅の建設（購入を含む。）に要する経費 | 移転を行う者に対して、新住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業 | 1戸当たり4,210,000円を限度とする（建物3,250,000円、土地960,000円）。 |